

5  
2025

# 人事・労務に役立つ NEWS LETTER

## 月刊 くろ う ど

2025年 5月号

May No. 96

### もくじ

|                                   |          |
|-----------------------------------|----------|
| 令和7年度 厚生労働省関係の主な制度変更をチェックしておきましょう | ・・・2     |
| 高年齢者雇用確保措置の経過措置が終了 対応はお済ですか？      | ・・・3     |
| 進めよう！同一労働同一賃金の取組 厚労省が呼びかけ         | ・・・4     |
| 「中小企業における最低賃金の影響に関する調査」の集計結果を公表   | ・・・5     |
| スーパーマーケット編のカスハラ対策企業マニュアルを公表       | ・・・6     |
| 令和7年度の雇用・労働分野の助成金 全体のパンフレット簡略版を公表 | ・・・7     |
| 人事労務の統計指標                         | ・・・8     |
| 日本100名城に行こう vol.9 ～今帰仁城 / 中城城～    | ・・・9     |
| ゆんたくひんたく                          | ・・・10.11 |
| 営業日のお知らせなど                        | ・・・12    |



クラウド社会保険労務士事務所

〒720-0067

広島県福山市西町二丁目 8-27

ポートビル 4F

TEL:084-983-1198

FAX:084-983-1197

e-mail:info@kuroudo-sr.com

<https://www.kuroudo-sr.com>

# 令和7年度 厚生労働省関係の 主な制度変更をチェックしておきましょう

令和7年度がスタートしたところですが、さまざまな制度変更が行われ、新しい制度での行政の運営が本格化していきます。令和7年4月からの厚生労働省関係の制度変更にはどのようなものがあるのか？企業実務に影響がありそうな事項をチェックしておきましょう。

## 令和7年4月からの厚生労働省関係 の制度変更 重要事項をチェック

□ 高年齢雇用継続給付の給付率の引き下げ

【主な対象者：雇用保険の被保険者】

・高年齢雇用継続給付について、最大給付率を各月に支払われた賃金額の15%から10%に引き下げる。（\*）

□ 出生後休業支援給付の創設

【主な対象者：雇用保険の被保険者】

・子の出生後の一定期間内に両親がともに14日以上の子育て休業を取得した場合に、既存の子育て休業給付と合わせて休業開始前の手取り10割相当を支給する「出生後休業支援給付金」を受給できるようになる。（\*）

□ 育児時短就業給付の創設

【主な対象者：雇用保険の被保険者】

・子が2歳未満の期間に時短勤務を選択した場合に、時短勤務時の賃金の10%を支給する「育児時短就業給付金」を受給できるようになる。（\*）

（\*）これらの給付の支給申請書などは、原則として、事業主が提出することになります。

企業としても、このような給付があることやその概要は知っておく必要があります。

□ 子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充

【主な対象者：すべての事業主と労働者】

・子の看護休暇の対象となる子の年齢を小学校3年生まで（改正前は小学校就学前）拡大し、取得事由を感染症に伴う学級閉鎖等に拡大等する。

・所定外労働の制限（残業免除）の対象となる子の年齢を小学校就学前まで（改正前は3歳未満）拡大する。

□ 介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化等

【主な対象者：すべての事業主と労働者】

・介護に直面した旨の申出をした労働者に対して、事業主が介護休業や介護両立支援制度等に関する事項の周知と利用の意向確認を個別に行うことを義務付ける。

・介護に直面する前の早い段階（40歳等）で、労働者等への介護休業や介護両立支援制度等に関する早期の情報提供や、雇用環境の整備（労働者への研修等）を事業主に義務付ける。

おおむね、これまでも紹介していた制度変更ですが、今一度確認しておきましょう。

全く対応していない、対応に不安があるなど、気軽にご相談ください。



# 高年齢者雇用確保措置の経過措置が終了 対応はお済みですか？

高年齢者雇用確保措置の経過措置が、令和7年3月31日をもって終了しました。厚生労働省では、次のようなリーフレットを作成し、必要な対応をとるように呼びかけています。

下記の経過措置に基づく基準対象者に限定した継続雇用制度を導入することにより、高年齢者雇用確保措置を講じていた事業主の皆さまは、同年4月1日以降は、別の措置により、高年齢者雇用確保措置を講じる必要があります。

そして、経過措置終了前の就業規則において、経過措置終了後には希望者全員を65歳まで継続雇用する旨が定められている場合を除いては、就業規則の変更が必要となります。

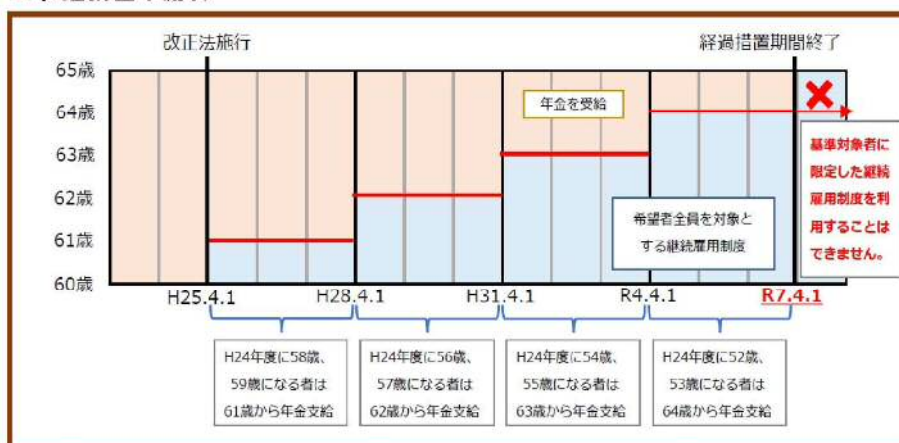
ご不明な点がございましたら、気軽にお声掛けください。



## 経過措置期間は令和7年3月31日までです（厚労省のリーフレット）

平成24年度までに、労使協定により継続雇用制度の対象者を限定する基準を定めていた事業主は、現在は経過措置として、老齢厚生年金の報酬比例部分の支給開始年齢以上の年齢の者について継続雇用制度の対象者を限定する基準を定めることが認められていますが、その経過措置も2025年3月31日をもって終了します。

### ■ 経過措置の流れ



2025(令和7)年4月1日以降は、高年齢者雇用確保措置※として以下のいずれかの措置を講じる必要があります。

- 定年制の廃止
- 65歳までの定年の引き上げ
- 希望者全員の65歳までの継続雇用制度の導入

※ 高年齢者雇用安定法第9条第1項に基づき、定年を65歳未満に定めている事業主は、雇用する高年齢者の65歳までの安定した雇用を確保するための措置を講じなければなりません。

# 進めよう！同一労働同一賃金の取組 厚労省が呼びかけ

令和3年4月からパートタイム・有期雇用労働法が全面施行され、正社員とパートタイム労働者・有期雇用労働者との間の不合理な待遇差の解消が求められています。

厚生労働省では、同一労働同一賃金に取り組んでいる企業の声（同一労働同一賃金に取り組むメリット等）を紹介したリーフレットを作成し、事業主の皆さまに、定期的に自社の状況を点検し、継続して取組を行うように呼びかけています。

そのリーフレットの一部を紹介します。

定期的に自社の状況を点検し、継続して取組を行うことが重要ということです。

点検をどのように行うのか、どのような取組があるのかなどの基本的な内容も含め、ご不明な点などがあれば、気軽にお声掛けください。



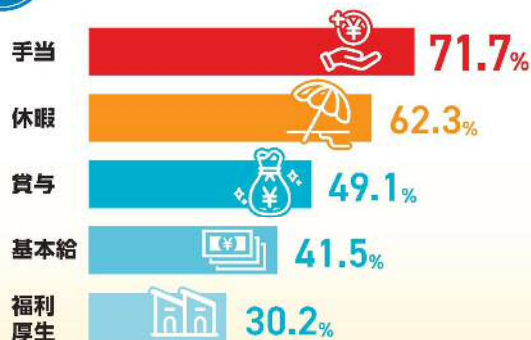
## 進めよう！同一労働同一賃金の取組（厚生労働省のリーフレット）の一部

特に同一労働同一賃金の取組が進んでいる企業では、効果を一度実感した後も、継続して取組を行うことで、公正な待遇の確保に向けた好循環を実現しているようです。  
**定期的**に自社の状況を点検し、**継続して**取組を行いましょう！

### 実際に継続して同一労働同一賃金の取組を進めている企業の声



どんな待遇を見直している？



※「多様な働き方の実現応援サイト」において、同一労働同一賃金に向けた企業の取組事例の掲載に協力いただいた企業へのアンケート調査結果



継続して取組を進めることで得られた効果は？



※「多様な働き方の実現応援サイト」において、同一労働同一賃金に向けた企業の取組事例の掲載に協力いただいた企業へのアンケート調査結果

さらに  
取組を行った  
企業に  
聞いてみた！

# 「中小企業における最低賃金の影響に関する調査」の集計結果を公表(日本商工会議所)

最低賃金の2年連続の大幅引き上げや新たな政府目標(2020年代中に全国加重平均1,500円の達成)を受け、中小企業への影響や受止め等の実態を把握し、今後の要望活動に活かしていくために、日本商工会議所が調査を実施しました。そのポイントを紹介します。

2025年度より政府目標どおりの引き上げ(7.3%)が行われた場合、「収益悪化

により、事業継続が困難(廃業、休業等の検討)」との回答が15.9%もあり、さらに、地方・小規模企業では、その回答が20%を超えています。

政府は、最低賃金の引き上げに向けて、令和7年5月までに効果的な対策を取りまとめることとしています。どのような対策が講じられるのか、決定しましたらお伝えします。

## 「中小企業における最低賃金の影響に関する調査」の集計結果のポイント

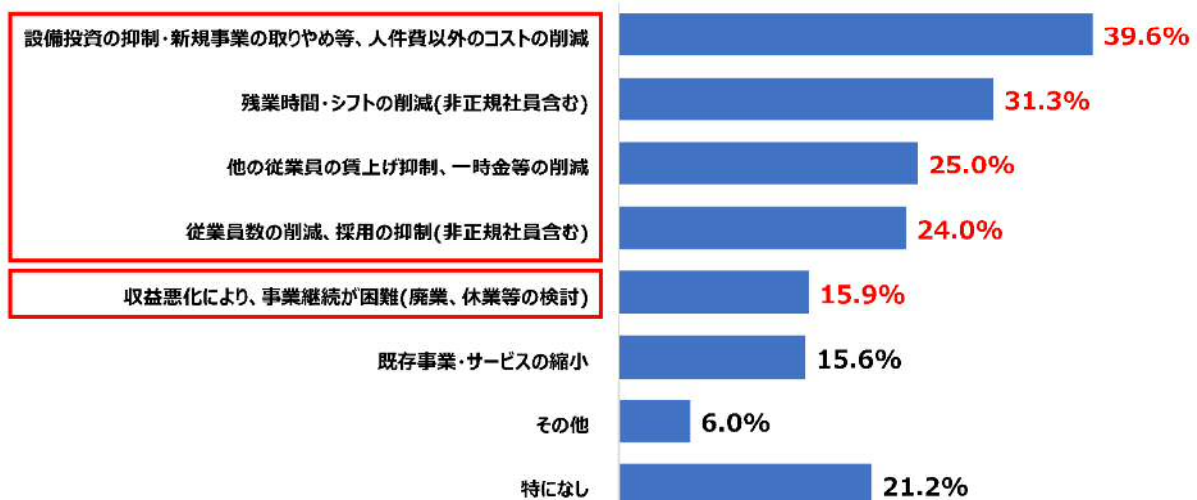
- 現在の最低賃金の負担感について、「大いに負担」・「多少は負担」の合計は7割超(76.0%)。

地方では8割近く(77.5%)に達し、都市部(67.9%)より9.6ポイント高い。

- 2025年度より政府目標どおりの引き上げ(7.3%\*)が行われた場合の影響については、次のとおり。

\*2020年代中に全国加重平均1,500円を達成するためには、2025年度から年率7.3%の引き上げが必要となります。

【全体集計、複数回答】 n=3,818 ※⑨頁にて「対応は不可能」、「対応は困難」、「対応は可能」と回答した企業





## スーパーマーケット編の カスハラ対策企業マニュアルを公表

厚生労働省は、顧客等からの著しい迷惑行為（いわゆるカスタマーハラスメント）の対策の一環として、カスタマーハラスメント対策に関心を持つ業界団体等が業界内の実態を踏まえ業界共通の対応方針等を策定・発信するまでの取組支援を、モデル事業として実施しています。

この度、その事業の一環として実施したスーパーマーケット業界におけるカスタマーハラスメントの実態調査や業界企業へのヒアリングを踏まえ、「業種別カスタマーハラスメント対策企業マニュアル（スーパーマーケット業編）」を作成し、公表しました。

このマニュアルには、スーパーマーケット業界におけるカスタマーハラスメントの実態調査や業界企業へのヒアリングを踏まえ、カスタマーハラスメントに対する業界団体等の傘下の企業の共通の方針や企業が取り組むべき対策が、具体的に記載されています。

なお、マニュアルとあわせて、ポスターや研修動画も作成・公表されています。

必要であれば、気軽にお声掛けください。

### 業種別カスタマーハラスメント対策企業マニュアル （スーパーマーケット業編）の表紙



# 令和7年度の雇用・労働分野の助成金 全体のパンフレット簡略版などを公表

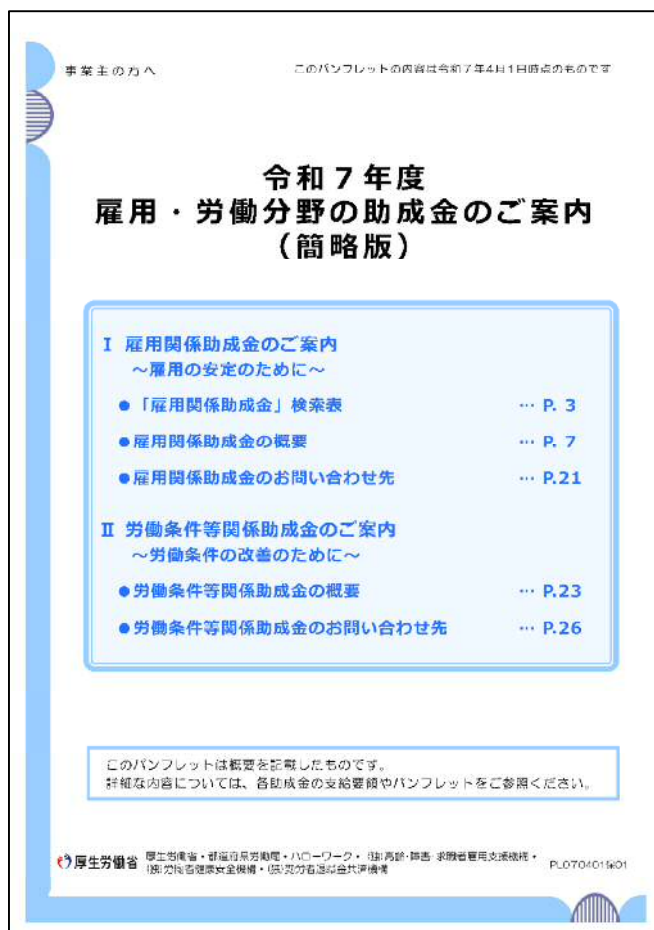
令和7年度を迎え、厚生労働省から、「令和7年度 雇用・労働分野の助成金のご案内（簡略版）」「雇用関係助成金ごとのパンフレット（詳細版）」などが公表されました。

## 令和7年度 雇用・労働分野の 助成金のご案内（簡略版）

雇用関係助成金・労働条件等関係助成金に要する費用は、基本的には、事業主の方々が負担する雇用保険の保険料（雇用保険率のうち、一般の事業では1,000分の3.5の部分）・労災保険の保険料で賄われています。

保険料を負担しているわけですから、活用できる助成金があるのなら、活用したいところです。

まずは、簡略版で、最新の内容を確認してみたいところですか？



お声掛けいただければ、パンフレットの全文をご紹介します。

詳細の説明・アドバイスなどもお任せください。



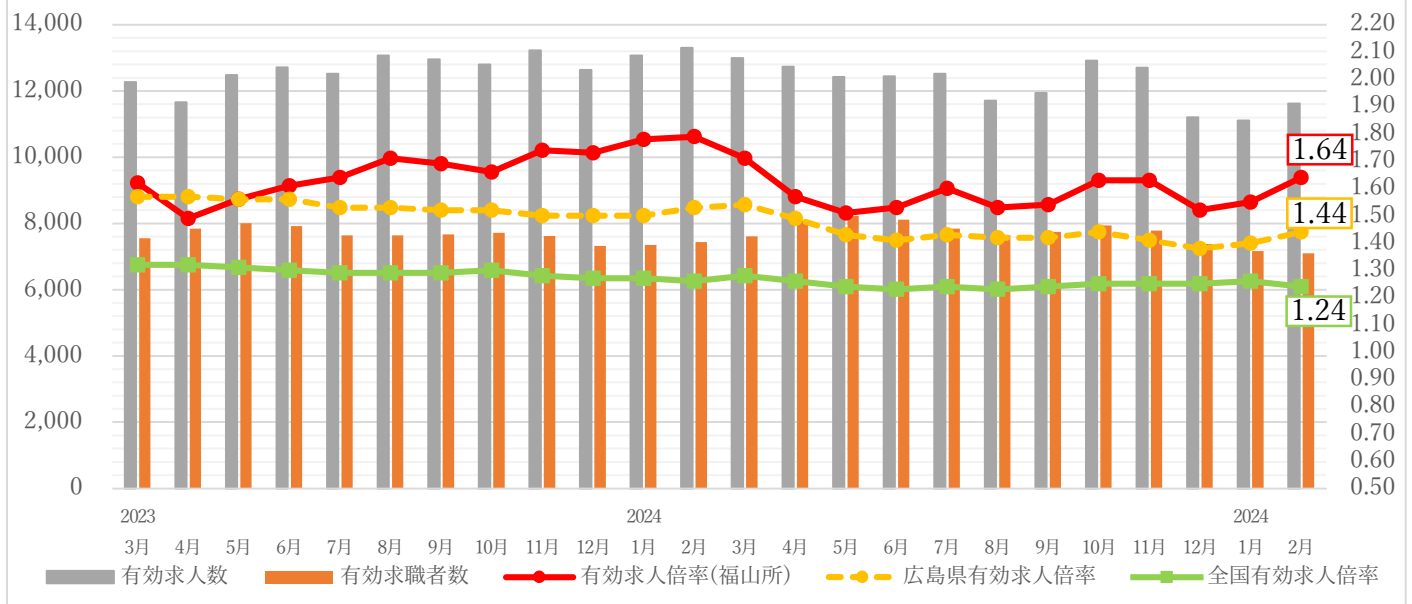
# 人事労務の統計指標

## 労働関係指標 (2025 年 2 月)

|                    |     |        |       |     |             |        |     |             |
|--------------------|-----|--------|-------|-----|-------------|--------|-----|-------------|
| 有効求人倍率<br>(季節調整値※) | 全国  | 1.24 倍 | 有効求人数 | 全国  | 2,455,941 人 | 有効求職者数 | 全国  | 1,856,243 人 |
|                    | 広島県 | 1.44 倍 |       | 広島県 | 63,031 人    |        | 広島県 | 43,769 人    |
|                    | 福山市 | 1.64 倍 |       | 福山市 | 11,619 人    |        | 福山市 | 7,094 人     |

※ 季節調整値：前月からの変化を適切に捉えるため、季節変動の影響を除いた数値（原数値から季節変動を除去した結果数値）

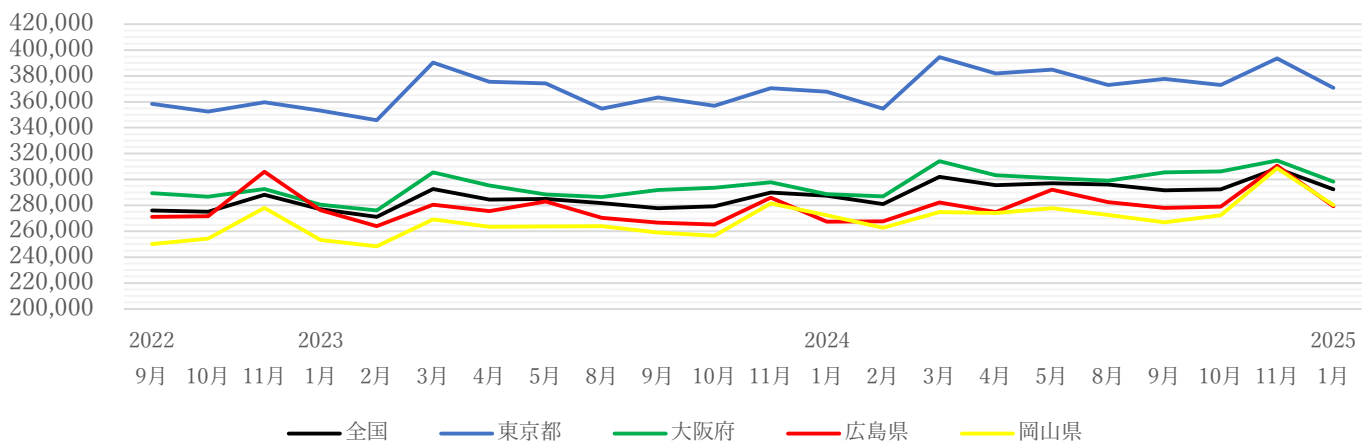
### 月間有効求人・求職・求人倍率の推移



## 定期給与 現金給与総額 (2025 年 1 月)

| 全国        | 東京都       | 大阪府       | 広島県       | 岡山県       |
|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 292,468 円 | 370,689 円 | 298,295 円 | 279,205 円 | 280,197 円 |

### 現金給与総額 (5人以上)



参考：毎月勤労統計調査（全国調査・地方調査） 結果の概要 | 厚生労働省 (mhlw.go.jp) 他 <https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/30-1a.html>



# 日本100名城に行こう vol.9

## ～今帰仁城 / 中城城～

### 【#98 今帰仁城（沖縄県国頭郡今帰仁村）】

- ① 天守 : なし
- ② 城区分 : 山城
- ③ 築城年 : 13 世紀末頃
- ④ 築城者 : 不明
- ⑤ 主な遺構  
石垣/主郭/御内原/平郎門跡など

今回の名城訪問は今帰仁城です。  
沖縄本島の北部・本部半島にある世界遺産にも登録された歴史的なグスクです。

もともとは琉球王国と敵対する北山王国の居城でしたが、1416 年に琉球王国によって北山王国が滅ぼされた後は、旧北山王国の監視及び統治を目的として琉球王国が設置した「北山監守（ほくざんかんしゅ）」の拠点となっています。

今帰仁城の見どころは、何と言っても長大な城壁でしょう。総延長 1,500m、最も高い地点は 8m。なかでも「百曲り」と称される曲線美は秀逸です。2000 年 11 月に首里城などとともに、琉球王国のグスク及び関連遺産群としてユネスコの世界遺産（文化遺産）に登録されています。



### 【#99 中城城（沖縄県中頭郡中城村）】

- ① 天守 : なし
- ② 城区分 : 山城
- ③ 築城年 : 14 世紀後半頃
- ④ 築城者 : 護佐丸
- ⑤ 主な遺構  
石垣/一の郭/二の郭/三の郭など

今回の名城訪問は中城城です。  
沖縄本島中部にある世界遺産にも登録された歴史的なグスクです。

現在の形に完成させたのは、護佐丸によってと伝わっています。護佐丸とは、琉球王国建国の功臣で、6 代の王に仕えながらも晩年に謀反を疑われると自害し、忠節を全うしたと言われる名将です。

中城城の見どころは、優美さと堅固さを兼ね備したところでしょう。NHK「日本最強のお城スペシャル第 12 弾」では「日本最強の城」に選定されています。また、黒船で有名なペリー提督が立ち寄った際には、400 年以上の風雨に耐える城壁を築いた琉球人の建築技術に驚嘆したという調査隊の記録も残されています。



## ゆんたくひんたく

先月号の事務所通信などで お知らせしておりました大阪・関西万博訪問。その様子も2回にわたってお伝えしていきたいと思っております。

これから大阪・関西万博も訪問のご予定がある方や訪問を迷っている方の参考にしたい幸いです。

今回訪問してみて大切だと感じたのはパビリオンの予約です。予約を駆使することによって効率的に万博を楽しむことができます。実際に訪れて感じたおすすめの予約の時間帯は午後以降です。

その一番の理由は午前中の方が、パビリオンやショップ、食事場所も空いているからです。予約不要のアメリカ館やフランス館など、通常1時間以上の待ち時間が生じている大人気パビリオンも入場直後の比較的空いている時間帯なら短い待ち時間で楽しむことができます。お昼時には長蛇の列ができていたショップや食事場所も、午前中は空いているので狙い目で、人気のグッズなど手に入るチャンスがあります。

次に入場までに時間がかかることと会場の広さも午後からのパビリオン予約をおすすめする理由です。並はなし万博を掲げていますが、実際は入場までにかなりの時間を要します(日によって変動あり)。また、万博会場の広さは155ヘクタール、阪神甲子園球場、約40個分(東京ドーム約33個分)に相当し、西ゲートと東ゲートは会場の端から端になるので、歩くと30~40分程度かかります。

私たちは9時に西ゲートから入場し東ゲート近くにあるパビリオンを10時20分~30分の枠で予約しており、西ゲート入場後、お目当ての場所を巡りながら東ゲートに向かう予定でした。しかし、入場までに45分ほどかかってしまったので、入場後は脇目も振らず予約パビリオンを目指さなくてはなってしまったのです。

パビリオン予約は午後からがおすすめとお伝えしておりますが、想像以上の事前抽選の当選確率は低そうで予約ゼロで当日を迎えてしまうかもしれません。その場合は当日予約ができるパビリオンもあるので、入場後、ぜひお試しください。

## ゆんたくひんたく

食事や水分補給、休憩場所についてはそんなに心配なさそうです。

会場内には大手コンビニエンスストアやドリンクの自動販売機もあり、ありたいことに街中と同じ価格で販売されています。給水所も点在しておりマイボトルがあれば無料で水が入れます。

座って休める場所が十分にあったので、食事だけでなく行列に並びたくないという方は会場内のコンビニエンスストアを利用したり、軽食を用意しておいて会場内のベンチで食事を食べるのも良いと思います。行列に並んでいる間におにぎり等を口にいれている方も結構見かけました。

会場の内外でスマートフォンを利用する機会がとても多いので、モバイルバッテリーはお忘れなく。入場チケット、会場地図は印刷するなどしてアナログでの備えもあると安心です。

来場当日は入場ゲートや各パビリオン、イベントなどで、チケット情報を読み取るQRコードを提示する必要があり、入場チケットのQRコードを印刷していない場合は全てスマートフォンでの提示になります。

写真や動画を撮る機会も多く、それに加え会場内での現金利用は不可。会場内の地図まで公式アプリで確認です。さすがデジタル万博。

スマートフォンの充電が切れるなんてトラブルに見舞われるためにもモバイルバッテリーの持参をおすすめします。  
(会場内にモバイルバッテリーのレンタル、販売を行う店舗や充電スポットもあるようです)

次回6月号にて私たちの万博の様子をお伝えします。



## 営業日のお知らせなど

| 2025年5月   |          |    |    |    |          |           |
|-----------|----------|----|----|----|----------|-----------|
| 日         | 月        | 火  | 水  | 木  | 金        | 土         |
|           |          |    |    | 1  | 2        | <u>3</u>  |
| <u>4</u>  | <u>5</u> | 6  | 7  | 8  | <u>9</u> | <u>10</u> |
| <u>11</u> | 12       | 13 | 14 | 15 | 16       | <u>17</u> |
| <u>18</u> | 19       | 20 | 21 | 22 | 23       | <u>24</u> |
| <u>25</u> | 26       | 27 | 28 | 29 | 30       | <u>31</u> |

赤文字の日、及び青文字の土は  
休みとさせていただきます。

お仕事  
カレンダー  
5月

5/12 ● 4月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付

5/15 ● 障害者雇用納付金の申告と納付期限 ● 障害者雇用調整金の申請期限

6/2 ● 4月分健康保険料・厚生年金保険料の納付  
● 3月決算法人の確定申告と納税・9月決算法人の中間申告と納税（決算応当日まで）  
● 6月・9月・12月決算法人の消費税の中間申告（決算応当日まで）  
● 自動車税・軽自動車税の納付（都道府県の指定日まで）

